

第65期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

- 事業報告
 - ・ 会計監査人に関する事項
 - ・ 会社の体制及び方針
- 連結計算書類
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
- 計算書類
- 監査報告書

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

株式会社関西フードマーケット

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額

25百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

95百万円

注. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

③監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積もりの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社グループの役職員は、H2Oリテイリンググループの一員として、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を定めた「H2Oリテイリンググループ行動規範」に則り行動するものとし、法令遵守の風土の醸成を図る。
 - イ. コンプライアンス推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任する。
 - ウ. コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図る。
 - エ. 内部監査体制を充実し、適合性のチェック機能を高めて行く。
 - オ. 内部通報制度を設置するとともに、取締役及び使用人が法令違反行為又は不正行為を行った場合の懲戒処分に関するルール並びに取締役会及び監査等委員会への報告体制を整備する。また、通報者に対して不利な取扱いをしてはならないことを内部通報規程に定める。
 - カ. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を推進する。
 - キ. 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努める。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務執行に係る各種議事録や決裁書類など重要な記録について、文書管理規程その他社内規程に則り適切に管理・保存する。
 - イ. 常時、取締役からの閲覧要請に応じる体制とする。
 - ウ. 各部門を担当する取締役は重要情報の記録が規程に基づき適切に管理される体制作りを行う。
- ③ 当社グループの損失の危機に関する規程その他の体制
 - ア. リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を規定したリスク管理規程を整備する。
 - イ. 「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、リスク情報の収集、対応方針の策定等を行うとともに、非常時において横断的かつ機動的に損失の最小化を図ることができる体制を整備する。
 - ウ. 内部監査部門は当社グループのリスク管理状況について監査を行う。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社グループの経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置するとともに、取締役の職務執行の責任権限を明確にし、業務執行ライン（命令・報告系統）が適切に機能する組織作りと、その見直しを機動的に行う。
 - イ. 中期経営計画に基づく年度計画による業績数値目標について月次の達成状況を管理し、適宜取締役会及びグループ経営会議において業績目標数値の達成状況の評価・対策を審議する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社子会社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行等についての当社への報告ルールを定め、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議する。
 - イ. 内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制、内部通報制度は子会社を含めた横断的な運用を行う。
 - ウ. 親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で、少数株主との利益が相反する重要な取引や

行為を行う場合には、独立社外取締役、その他有識者で構成する特別委員会の審議を経たうえで、取締役会に諮るものとする。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人

- ア. 監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人を任命する。
- イ. 当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒は監査等委員会の同意を得る。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他当社監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 取締役会及びグループ経営会議その他重要な会議に監査等委員が出席し、重要な業務執行に関する報告を受ける。また、重要案件に関する決裁書及び各種会議体及び委員会の議事録の回覧等を行う。
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から職務執行に関して報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとし、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、また会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当該会社の監査役に報告し、報告を受けた監査役は当社監査等委員会に報告する。
- ウ. 監査等委員会は、内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する報告を定期的に受ける。
- エ. 当社グループは監査等委員会への報告者が不利にならないよう内部通報規程に定める。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ア. 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をするときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用等について負担する。
- イ. 会計監査人から会計監査内容について定期的に説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、コーポレートガバナンス体制の充実を目的として監査等委員会設置会社へ移行しています。また、任意の委員会として、独立社外取締役及び代表取締役社長により構成される指名・報酬委員会、独立社外取締役で構成される特別委員会を設置しております。特別委員会では、親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社と一般株主との間で利益が相反する可能性がある重要な取引や行為について、一般株主の利益保護の観点から審議・検討を行うこととしております。

また、当社における業務の適正を確保するために、コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のグループコンプライアンス・リスクマネジメント委員会に参画し、公正取引、品質管理、情報セキュリティ、防災・パンデミック、労働環境・人権等に関する部会において、各種施策の立案、推進、並びに情報の共有化を図っています。当期は、管理職を対象にしたハラスメント研修の実施や、公益通報者保護法改正に伴う運用実務に関する対応等について、コンプライアンス連絡会を通じて各社に周知し、対応の徹底を推進しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる適正な財務体質の構築と、当社の目指すスーパーマーケット像実現のための成長投資に必要なキャッシュ・フロー、事業年度ごとの業績を勘案しつつ、株主の皆様へ安定的な利益還元を行うことを重視し、親会社株主に帰属する当期純利益、連結純資産、連結キャッシュ・フローの中長期計画から総合的に判断して最適な成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の1株当たり年間配当額につきましては、第2四半期8円、期末10円の計18円を予定しております。

連結株主資本等変動計算書

2023年4月 1日から
2024年3月31日まで

(単位 : 百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|------|--------|--------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 100 | 63,373 | 12,628 | △8,973 | 67,127 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | △577 | △457 | — | △1,035 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | — | — | 5,650 | — | 5,650 |
| 自己株式の取得・処分 | — | 1 | — | △1,103 | △1,101 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | △576 | 5,192 | △1,103 | 3,513 |
| 当期末残高 | 100 | 62,796 | 17,820 | △10,076 | 70,641 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産 合計 |
|-------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|---------------------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価 差額金 | 土地再評価 差額金 | 退職給付 に係る 調整 累計額 | その他の 包括利益 累計額 合計 | |
| 当期首残高 | 39 | △479 | △107 | △548 | 66,579 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | △1,035 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | — | — | — | — | 5,650 |
| 自己株式の取得・処分 | — | — | — | — | △1,101 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 217 | — | 483 | 700 | 700 |
| 当期変動額合計 | 217 | — | 483 | 700 | 4,214 |
| 当期末残高 | 256 | △479 | 375 | 152 | 70,793 |

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

イズミヤ・阪急オアシス株式会社、株式会社関西スーパーマーケット

当連結会計年度より、当社の連結子会社であったイズミヤ株式会社は、同じく当社の連結子会社である株式会社阪急オアシスを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 0社

持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社スーパーナショナル、マサミキャトルランチ Inc.

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

棚 卸 資 産

原材料

商品及び製品

貯蔵品

原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

主として最終仕入原価法

主として売価還元法

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

| | |
|--------------------|--|
| 有形固定資産 | |
| リース資産以外の 有形固定資産 | 主として定額法 なお、一部の連結子会社においては定率法を採用しております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産 | 定額法 |

(3) 重要な引当金の計上基準

| | |
|-----------|---|
| 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましても、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましても、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。 |
| 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 一部の連結子会社の役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、スーパーマーケットにおける商品の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

自社ポイント制度に関しては、会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 控除対象外消費税等の会計処理 | 資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。 |
| のれんの償却方法 | 発生日以後20年間で均等償却することとしております。 |

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損は、至近の業績や事業環境の変化、将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの見積りをもとに、減損の兆候の有無や減損損失の認識の要否ならびに減損損失の計上額を判断しております。

また、繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュフローや課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、業績及び財産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

これらの見積りに基づき連結貸借対照表に計上した金額は以下の通りです。

| | |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 76,429 百万円 |
| 無形固定資産 | 2,294 百万円 |
| 繰延税金資産 | 8,583 百万円 |

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

差入保証金のうち100百万円は資金決済法に基づく供託金であり、対応する担保付債務は前受金156百万円であります。

- | | |
|-------------------|------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 87,704 百万円 |
| 3. 国庫補助金等の圧縮記帳累計額 | 148 百万円 |

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

(1) 再評価の方法

再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号並びに第4号に定める路線価、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(2) 再評価を行った年月日

2002年2月28日及び2002年3月31日

(3) 「土地の再評価に関する法律」第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△ 572 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、当期において以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 会社名 | 資産 グループ名 | 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (百万円) |
|--------------------|-------------|------|-----------|----------|---------------|
| イズミヤ・阪急 オアシス(株) | 吹田SST店 他 | 店舗 他 | 大阪府吹田市 他 | 建物及び構築物 | 1,418 |
| | | | | 車輛及び器具備品 | 734 |
| | | | | その他 | 316 |
| (株)関西スーパー マーケット | 富田林駅前店 他 | 店舗 他 | 大阪府富田林市 他 | 建物及び構築物 | 161 |
| | | | | 車輛及び器具備品 | 130 |
| | | | | その他 | 0 |

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

イズミヤ・阪急オアシス株式会社、株式会社関西スーパーマーケットについては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗における資産グループ及び閉店の意思決定を行った店舗における資産グループについて回収可能価額まで減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は主に使用価値を使用し、割引率は6.7%であります。

この結果、グループ合計で2,761百万円を減損損失として会計処理いたしました。

なお、このうちイズミヤ・阪急オアシス株式会社において、店舗閉鎖に係る減損損失65百万円は、連結損益計算書においては特別損失の店舗等閉鎖損失に表示しているため、特別損失の減損損失には2,695百万円を表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 63,858,804株 | — | — | 63,858,804株 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 6,066,658株 | 731,240株 | 14,300株 | 6,783,598株 |

- (注) 1. 当連結会計年度増加株式数731,240株は、自己株式立会外買付取引による取得731,200株、単元未満株式の買取りによる取得40株であります。
2. 当連結会計年度減少株式数14,300株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 2023年 6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 577 | 10 | 2023年 3月31日 | 2023年 6月21日 |
| 2023年 11月1日 取締役会 | 普通株式 | 457 | 8 | 2023年 9月30日 | 2023年 11月30日 |
| 計 | | 1,035 | | | |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2024年 6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 570 | 10 | 2024年 3月31日 | 2024年 6月21日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らし、必要な資金をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び金融機関より調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。営業債権である売掛金は、そのほとんどがクレジット売掛金であり、取引先は大手クレジット会社等に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金の使途は主に設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額478百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|----------------|--------|-------|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,067 | 1,067 | — |
| (2) 差入保証金 | 11,931 | 11,147 | △ 784 |
| 資産計 | 12,999 | 12,215 | △ 784 |
| (1) 長期借入金 ※2 | 907 | 895 | △ 11 |
| (2) リース債務 | 9,546 | 8,876 | △ 669 |
| 負債計 | 10,453 | 9,772 | △ 681 |

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを契約期間等に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) リース債務

元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

| | |
|---------------|--------------|
| 顧客との契約から生じる収益 | 393,143 百万円 |
| その他の収益 | 6,372 百万円 |
| 総額売上高 (注1) | 399,516 百万円 |
| 組替額 (注2) | △ 14,495 百万円 |
| 売上高 | 385,021 百万円 |

(注) 1. 2022年3月期連結会計年度の期首より適用した「収益認識に関する会計基準」等による影響を除外した従前の基準での売上高を「総額売上高」として記載しております。

(注) 2. 上記の「総額売上高」を、「収益認識に関する会計基準」等による影響を反映した「売上高」に組み替えております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

| | |
|------|-----------|
| 契約負債 | 1,029 百万円 |
|------|-----------|

連結貸借対照表上、「前受金」に計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,240円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 98円74銭 |

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| (資産の部) | 34,377 | (負債の部) | 11,167 |
| 流動資産 | 1,286 | 流動負債 | 11,167 |
| 現金及び預金 | 6 | 短期借入金 | 10,616 |
| 前払費用 | 2 | 未払金 | 29 |
| 未収入金 | 1,051 | 未払費用 | 447 |
| 未収法人税等 | 221 | 未払法人税等 | 44 |
| その他資産 | 4 | 未払消費税等 | 16 |
| | | 預り金 | 0 |
| | | 賞与引当金 | 7 |
| | | 役員賞与引当金 | 5 |
| 固定資産 | 33,090 | | |
| | | (純資産の部) | 23,210 |
| 投資その他の資産 | 33,090 | 株主資本 | 23,210 |
| 関係会社株式 | 33,065 | 資本金 | 100 |
| 繰延税金資産 | 25 | 資本剰余金 | 31,302 |
| | | 資本準備金 | 100 |
| | | その他資本剰余金 | 31,202 |
| | | 利益剰余金 | 1,884 |
| | | その他利益剰余金 | 1,884 |
| | | 繰越利益剰余金 | 1,884 |
| | | 自己株式 | △ 10,076 |
| 資産合計 | 34,377 | 負債・純資産合計 | 34,377 |

損益計算書

2023年4月 1日から
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-----|-------|
| 営 業 収 益 | | 2,365 |
| 営 業 費 用 | | 244 |
| 営 業 利 益 | | 2,121 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 0 | |
| そ の 他 | 0 | 0 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 30 | |
| グループ運営負担金 | 405 | |
| そ の 他 | 48 | 484 |
| 経 常 利 益 | | 1,637 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,637 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 108 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △ 21 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,550 |

株主資本等変動計算書

2023年4月 1日から
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 純資産合計 |
|------------|------|-------|----------|---------|---------------------|---------|----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 100 | 100 | 31,778 | 31,878 | 790 | 790 | △ 8,973 | 23,796 | 23,796 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 577 | △ 577 | | - | | △ 577 | △ 577 |
| 剰余金の配当(中間) | | | | - | △ 457 | △ 457 | | △ 457 | △ 457 |
| 当期純利益 | | | | - | 1,550 | 1,550 | | 1,550 | 1,550 |
| 自己株式の取得・処分 | | | 1 | 1 | | - | △ 1,103 | △ 1,101 | △ 1,101 |
| 当期変動額合計 | - | - | △ 576 | △ 576 | 1,093 | 1,093 | △ 1,103 | △ 585 | △ 585 |
| 当期末残高 | 100 | 100 | 31,202 | 31,302 | 1,884 | 1,884 | △ 10,076 | 23,210 | 23,210 |

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 収益及び費用の計上基準

当社の営業収益は、主に子会社から受け取る経営指導料及び受取配当金であります。

①経営指導料

各会社への約束した財またはサービス提供の役務が完了した時点で収益を認識しております。

②受取配当金

配当金の効力発生日に収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 短期金銭債権 1,051百万円

② 短期金銭債務 11,068百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益 2,365百万円

② 営業費用 0百万円

③ 営業取引以外の取引高 435百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式 | 6,066,658 株 | 731,240 株 | 14,300 株 | 6,783,598 株 |

(注1) 自己株式の数の増加は、自己株式立会外買付取引による取得731,200株(5月、11月)及び単元未満株式の買取りによる取得40株(6月、9月)によるものです。

(注2) 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、賞与引当金などであります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 親会社 | エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社 | 被所有 直接64.89% | 役員の兼任 | 資金の借入 利息の支払 | 10,616 30 | 短期借入金 未払費用 | 10,616 - |
| | | | | グループ 運営負担金の支払 | 405 | 未払費用 | 446 |
| 子会社 | イズミヤ・阪急 オアシス株式会 社 | 所有 直接100% | 役員の兼任 | グループ 運営負担金の受取 | 622 | 未収入金 | 685 |
| 子会社 | 株式会社関西 スーパーマー ケット | 所有 直接100% | 役員の兼任 | グループ 運営負担金の受取 | 270 | 未収入金 | 297 |

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) グループ運営負担金の取引金額については、グループ運営の対価として妥当性を勘案し、契約に基づき決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の(2)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 406円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 27円 10銭

独立監査人の監査報告書

2024年5月11日

株式会社関西フードマーケット
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 達 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉 垣 奈 津 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関西フードマーケットの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西フードマーケット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその

他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月11日

株式会社関西フードマーケット
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 戸 達 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉 垣 奈 津 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関西フードマーケットの2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセー

フガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の実地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

| | | | | |
|----------------|---------------|---|---|-------|
| 株式会社関西フードマーケット | 監査等委員会 | | | |
| | 取締役監査等委員(委員長) | 小 | 西 | 敏 允 ㊟ |
| | 社外取締役監査等委員 | 森 | 薫 | 生 ㊟ |
| | 社外取締役監査等委員 | 西 | 口 | 美 廣 ㊟ |
| | 社外取締役監査等委員 | 澤 | 千 | 恵 ㊟ |